

## 環境省令第十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百二十七号）第九条の十第一項第一号及び第十五条の四の四第一項第三号の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月四日

環境大臣 小泉進次郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていな

いものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>(無害化処理の内容の基準)</p> <p>第六条の二十四の四 法第九条の十第一項第一号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 受け入れる一般廃棄物の全部を無害化処理の用に供する施設に投入すること。ただし、受け入れる一般廃棄物の一部のみを当該施設に投入し、その余の一般廃棄物を当該施設に投入しない場合において、当該施設に投入しない一般廃棄物について第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合する無害化処理が確実に行われる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>四・五 (略)</p> <p>(無害化処理の内容の基準)</p> <p>第十二条の十二の十六 法第十五条の四の四第一項第一号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 受け入れる産業廃棄物の全部を無害化処理の用に供する施設</p>	<p>(無害化処理の内容の基準)</p> <p>第六条の二十四の四 法第九条の十第一項第一号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 受け入れる一般廃棄物の全部を無害化処理の用に供する施設に投入すること。</p> <p>四・五 (略)</p> <p>(無害化処理の内容の基準)</p> <p>第十二条の十二の十六 法第十五条の四の四第一項第一号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 受け入れる産業廃棄物の全部を無害化処理の用に供する施設</p>

に投入すること。ただし、受け入れる産業廃棄物の一部のみを当該施設に投入し、その他の産業廃棄物を当該施設に投入しない場合において、当該施設に投入しない産業廃棄物について第十二条の十二の十四の規定により環境大臣が定める産業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合する無害化処理が確実に行われる場合にあつては、この限りでない。

四・五（略）

に投入すること。

四・五（略）

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。